

議第40号

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 16 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 滋賀県立総合病院の項中「 635 床」を「 588 床」に改める。

別表第 2 滋賀県病院事業庁建設工事等総合評価審査委員会の項の次に次のように加える。

滋賀県病院事業庁建設コンサルタント等 選定審査委員会	病院事業庁長の諮問に応じて病院事業庁が発注する土木工事および建築工事の設計および監理ならびに土木工事および建築工事に関する調査、企画、立案および助言に係る地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約の締結のため建設コンサルタント等を選定する場合における当該選定に関する事項について審査すること。
-------------------------------	--

別表第 3 手数料の表その他の文書の項中「 1,100 」を「 610 」に改める。

第 2 条 滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 滋賀県立総合病院の項中「 588 床」を「 560 床」に改める。

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中滋賀県病院事業の設置等に関する条例別表第 1 の改正規定 公布の日
- (2) 第 1 条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。） 令和 8 年 4 月 1 日
- (3) 第 2 条の規定 公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において規則で定める日